

第三号四月廿九日

第三号二月廿三日附本月十九日達お磯離縁之儀承諾実ニ安心せり此返書到達之上可取計処第二号にも申入候通本宿へ相談いたし同人心付も有之去月十三日ニ差戻候取計振申遣候哉慥ニ心得不申前以申聞候通当人ニ於て外ニ子細無之処普通之如く突然離縁状遣も義を失するニ似たり去りとて前廉申入置へきにも非ず依而当朝人ヲ申入ニハ武夫義婦朝之期も未だ定かたく若盛之者永く独身差置義不便難止甚申訳無之次第ながら相返し申度旨申来段々承り候処只今湧出来次第ニハ無之最初々実ハ心ニ応せざる事ハ他ニ確証も有之余義と違ひ夫婦中無理押付も難成是迄不穿鑿にして差置たるハ我等夫婦之不行届此罪謝するニ言なし当人ニ於てハ決而留守中子細あるニあらずと申訳之上即日取計其後我等罷越同様申訳且再嫁之事も心配する等懇々申聞何分友輩之義を尽したる積又他ハ勿論親戚中エも当人之短は決して不洩様家中エも申含再嫁之差支ならぬ様心配致居れとも先方にしてハ兎角面白からぬ故に可有之取戻したりと申居候由定而自分之方理ある如く云ひ触し候は女子之浅間敷了簡より出たるものか信義を不忠者ハ無拠種々世上に評あるよし其中ニハ婦朝する心得なしの又は後妻ハ洋人ニあるのと申事も有之由は皆推了ニ而

取ニ足らず心頭ニも不懸居候心扣ニ為知置也

(注記)

田中不二磨エ返答ニ付如何挨拶来るや承度此上留学之年数見込も可有之承り度候尤御祖母様ニハ月々便あるを御待兼ニ候得は達否御前ニ而開封為御知申上居候兼而申聞候通三ヶ年期之積ニ而當七ヶ月期限と申上置候間本文ニは年数記申間敷六七月ニ至候ハ、朝廷より今一ヶ年留学被仰付たりとか何とか格別延びざるやう可申越至極御壯健ニ而貴様之為メ毎月天神三社仙北丁虚空蔵ニ参詣被成候得とも兎角御年之上なれハ待遠思召御尤千万我等とする来年ハ遠く候此処推考あるへし漸々昨今梅花開初候當年ハ氣候大ニ後れ申候以上

武夫殿

長閑

尚以第二号一月廿日出三月十一日ニ達せり

(注記)

「年数ハ本年々満二年ハ不可越願くハ来年中帰朝祈望する処也」

(封筒裏)

「亞米利加国ボストン府

ポートウイン。ストリート

菊池 武夫 殿

(武夫注記) 緊要書報平安

(封筒裏)

「大日本

岩手県陸中国盛岡

外加賀野八十六番

菊池 長閑

四月廿九日発

(武夫送記)
「Ans'd」